

写

広労発基 0902 第 5 号

令和 8 年 9 月 2 日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正 殿

広島労働局長

宮原 真太郎

広島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、6 者から、最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。